

# 令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを  
利用する子どもたちの利用料が無償化されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

## 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

### 【対象者・利用料】

- 1 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用が無償化されます。
  - (1) 幼稚園については、月額上限2.57万円です。
  - (2) 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。  
(注)幼稚園については、入園できる時期にあわせて、満3歳から無償化します。
  - (3) 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。  
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
- 2 0歳から2歳までの子どもたちについては、住民非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。
  - (1) さらに、令和5年度から、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、世帯第2子以降の子どもの保育料が無償化されます。

## 幼稚園、認定こども園(1号認定)の預かり保育を利用する子どもたち

### 【対象者・利用料】

- 1 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。  
(注)通われている園を経由して、「預かり保育の無償化」の対象となるか確認するための認定申請書を8月下旬に配布しますので、必要事項を記載の上、園に提出願います。
- 2 利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で、預かり保育の利用料が無償化されます。

## 認可外保育施設等を利用する子どもたち

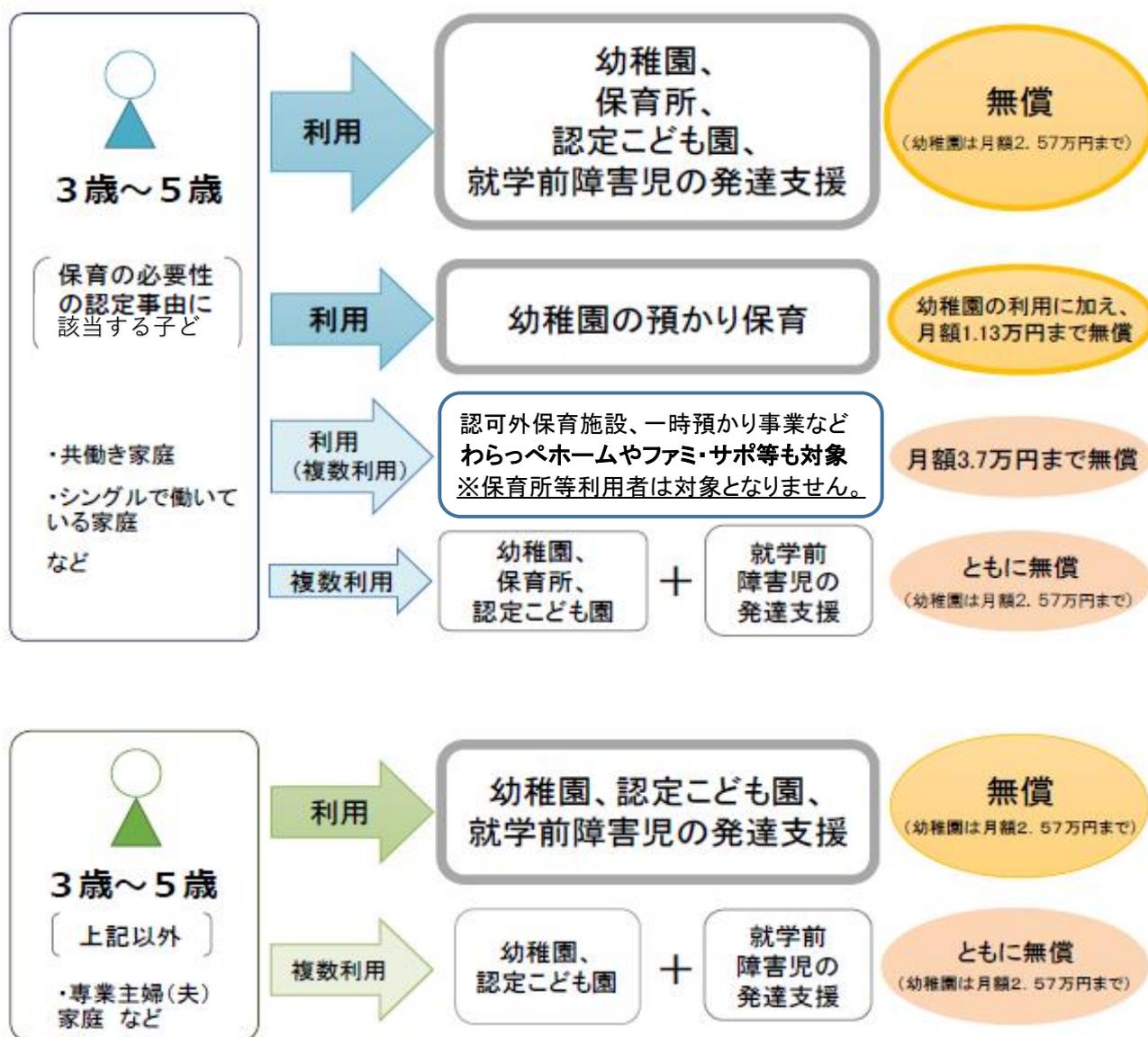
### 【対象者・利用料】

- 1 保育の必要性があると認定された3歳から5歳の子どもたちを対象として、月額3.7万円までの利用料を無償化。
- 2 0歳から2歳の子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化。

### 【対象施設】

- 3 一般的な認可外保育施設のほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミサポ事業も対象。

## 幼児教育・保育の無償化の主な例



※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)。

### 副食費の助成について

副食費の免除対象とならない世帯については保護者の負担となりますが、**遠野市**では子育て支援施策の一環として**全額助成**を行います。

本来保護者が納入すべき費用を市が施設に直接助成します。助成に係る保護者の手続き等はありません。



(問合せ先)

遠野市健康福祉部

健康福祉の里 子育て支援課

TEL:0198-62-0189